

契約条項（役務）

(H27.4)

国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センター関西育種場（以下「甲」という。）と、契約締結事業者（以下「乙」という。）は、次の契約事項により請負契約を締結する。

第1条 乙は、仕様書等に基づき責任をもって業務を遂行するものとする。

2 契約書等契約関係の書類に明記されていないことで、取引上の慣行に属する事項、又はこの契約関係について疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を国立研究開発森林総合研究所会計事務取扱要領（13森林総研第57号）第31条に基づき、出納責任者に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第3条 乙は、業務遂行上必要な機械器具、消耗品等を負担するものとする。ただし、仕様書等に記載するものは除く。

第4条 甲は、必要ある場合には事業内容を変更し、又は中止することができる。

2 前項の場合、期間又は請負契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して別途定めるものとする。

第5条 甲は、乙が乙の責に帰する事由により履行期限内に業務を完了することができない場合は、乙に対し遅滞金を請求することができる。ただし、当該遅延の理由が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の遅滞金は契約金額に履行期限の翌日から起算し、甲による業務完了の検査に合格した日までの期間につき、年5.0%に相当する額とする。

第6条 乙は、業務上の行為により甲及び第三者の施設・器物等を滅失又は損傷したときは、ただちに甲に通知するとともに原状に復し又は代品を納入しもしくは損害について賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による時、又は乙が善良なる管理者の注意を怠らなかつたと認められるときは、甲が負担するものとする。

第7条 乙は、業務が完了したときは速やかに業務完了報告書を作成のうえ成果品等を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

2 検査に合格した場合には、甲は成果品等の引き渡しを受けたものとする。

3 検査に合格しない場合には、本契約の期間又は甲の指定する期間内に甲の指示に従い、乙の費用をもってこれを訂正しなければならない。

4 甲は、検査にあたり必要があると認めたときは、乙の立会いのうえ現地検査することができる。

第8条 乙は、前条に定める検査に合格した場合には、所定の手続きにより代金を請求できる。

第9条 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から起算して、40日以内（以下「約定期間」

という。)に請求代金を支払わなければならない。

第10条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わない場合は、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項に定める遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定める率（遅延日数1日につき年2.9%の割合）で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

3 前項の場合における支払遅延が天災その他不可抗力によるときは、当該事由の継続する期間はこれを約定期間に算入しないものとする。

第11条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならない。

2 前項に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

第12条 甲は、次のいずれかに該当したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 乙が、天災その他やむを得ない事由により契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙が、正当な事由がなく契約上の義務を履行せず、又は履行する見込がないと認められたとき。

(3) 乙が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認められたとき。

(4) この契約の履行について、乙又は乙の職員に不正な行為があったとき。

(5) 乙が破産の宣告を受けたとき。又はそのおそれがあると認められるとき。

2 甲は、前項第2号から第5号までに掲げる理由により契約を解除する場合は乙に対し違約金として、請負代金に100分の10に相当する額を請求することができる。

第13条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条

の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) この契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したと2乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第14条 甲は、乙に対しこの契約に基づく違約金がある場合は、乙に支払うべき請負代金と相殺し、又は別に徴収することができる。

第15条 この契約書に定めのない事項、及び契約の履行について甲乙間に疑義が生じた場合は甲乙協議して解決する。

【注意】

上記契約条項は、一般的な役務業務における契約条項を示しています。個別の案件によっては、該当しない条項又は不足する条項もあり得ます。上記契約条項に合致しない場合は、個別の請書、仕様書又は別途協議による結果を優先します。